

(参考) 名あて国・地域の通関情報 (ベトナム)



	ベトナム
配達地域	ハノイ市“Hanoi”(ホアンキエム区“Hoan Kiem district”、バディン区“Ba Dinh district”、ハイバーチュン区“Hai Ba Trung district”、ドンダー区“Dong Da district”、タインスアン区“Thanh Xuan district”、カウザイ区“Cau Giay district”、タイホ区“Tay Ho district”) ホーチミン市“Ho Chi Minh”(1区“District 1”、3区“District 3”、4区“District 4”、5区“District 5”、6区“District 6”、8区“District 8”、10区“District 10”、11区“District 11”、タンビン区“Tan Binh district”、ゴーフアップ区“Go Vap district”、フーニャン区“Phu Nhuan district”、ビンタン区“Binh Thanh district”、タンフー区“Tan Phu district”)
配達曜日	全曜日 (ただし、土曜日、日曜日は個人宅宛に限る)
受取人不在時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・クールEMSに限り、受取人さまへ事前に電話連絡後に配達します。 ・不在の場合は、不在通知票を残し、受取人さまの希望により再配達します。
免税範囲等 (現地税関より提供)	<p>以下の条件を全て満たす場合は、関税はかからない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クールEMSの内容品が5kg未満且つ47USD未満 ・贈答目的 ・宛先がベトナム人 <p>※但し、同一住所・受取人あてに複数個口で送る場合は、現地税関の判断により課税対象となる場合があります。</p>
通関等 (各国共通の条件表 及び国ごとの条件表も ご確認ください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の条件をいずれかが満たす場合は、輸入許可が必要となる。その際、原産地等の情報が必要となります。 <ol style="list-style-type: none"> ① 生鮮食品 (肉類も発送可能) ② ①以外の食品で90USD (2,000,000ベトナムドン) 若しくは5kg以上 ・輸入許可申請方法は、事前の受取人様への電話連絡で決定される。方法は、次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ① 現地郵政に40USDで委託 (料金は配達時支払い) ② 受取人自ら対応 ・ベトナム宛にクールEMSを送付される場合は、税関検査の迅速な実施のため、「クールEMS用原産地証明告知書」の提出が必須です。 <p>https://www.post.japanpost.jp/int/ems/cool/declaration.pdf</p>